

第117回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日(木曜日) 午前10時

開催場所

東京都港区六本木七丁目3番7号
当社本社7階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

(証券コード1882)
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目3番7号
東亜道路工業株式会社
取締役社長 森 下 協 一

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第117回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.toadoro.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分迄に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権行使の方法につきましては、「議決権の行使方法のご案内」をご参照ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区六本木七丁目3番7号 当社本社7階会議室
3. 目的事項	報告事項 1. 第117期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第117期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- (お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使方法のご案内

インターネットで行使する場合



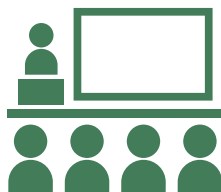
次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力の上、**2023年6月28日(水曜日)午後5時30分まで**にご行使ください。

議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、**2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会へ出席する場合



議決権行使書を会場受付へご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

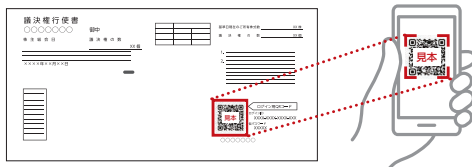
議決権行使に関するご注意事項

- **書面とインターネットにより議決権を重複して行使した場合の取扱い**
インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- **インターネットにより議決権を重複して行使した場合の取扱い**
インターネットによって、複数回数、議決権を行使した場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。

「パスワード」
を入力

「送信」
をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様への利益還元にあたっては、中期的な利益見通し、投資計画、キャッシュ・フロー、及び財務体質などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当に努めます。

内部留保資金につきましては、経営基盤のさらなる強化と、中・長期的視野に立った将来の事業展開への重点的な投資に活用してまいります。

当年度の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金180円(普通配当180円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は855,380,700円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記の期末配当につきましては、基準日が2023年3月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準として配当をいたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

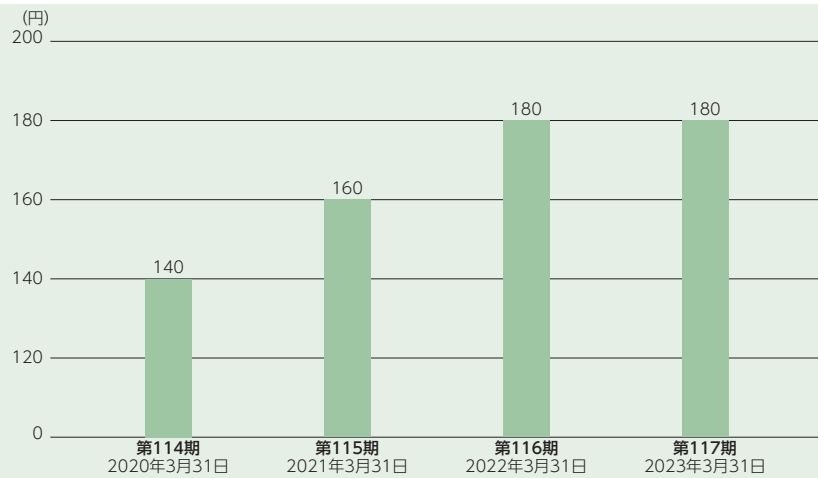
別途積立金 800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

(ご参考)
1株当たり
配当金の推移

■ 期末配当金



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) (新 設) (新 設) <u>13.</u> (条文省略) <u>14.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) <u>13. 電気工事業</u> <u>14. 警備業</u> <u>15.</u> (現行どおり) <u>16.</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1 再任	もり した ぎょう いち 森下 協一	代表取締役社長	16/16回 (100%)
2 再任	ほり の うち さとる 堀之内 悟	代表取締役執行役員副社長	16/16回 (100%)
3 再任	なか むら ひろし 中村 浩	取締役専務執行役員	16/16回 (100%)
4 再任	ふく はら しず お 福原 静夫	取締役常務執行役員	16/16回 (100%)
5 再任	くす み まさ たか 楠美 雅堂	独立役員 社外 社外取締役	16/16回 (100%)
6 再任	た はら ゆう こ 田原 裕子	独立役員 社外 社外取締役	16/16回 (100%)
7 再任	たか だ よう へい 高田 洋平	独立役員 社外 社外取締役	16/16回 (100%)

取締役候補者



候補者番号 もり した きょう いち
1 森 下 協 一

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1956年9月22日生	20,102株	16回/16回	10年(本総会終結時)

略歴、地位

1981年4月	当社入社	2016年5月	当社取締役常務執行役員企画営業本部長、工務本部長、建築部長、製品事業本部長
2013年6月	当社取締役執行役員工務本部長	2017年4月	当社取締役常務執行役員技術本部長、関係事業本部長
2014年4月	当社取締役執行役員工務本部長、建築部長	2017年6月	当社代表取締役社長
2015年4月	当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 土木部長		現在に至る
2016年4月	当社取締役常務執行役員企画営業本部長、工務本部長、建築部長		

担当

内部統制委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、監査室管掌、経営企画室管掌

取締役候補者とした理由

入社以来、主に工事、営業部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、2016年には取締役常務執行役員に就任、2017年には代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップと決断力をもって当社の経営にあたり、継続的な企業価値の向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 ほり の うち さとる
2 堀之内 悟

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1959年7月5日生	15,832株	16回/16回	7年 (本総会終結時)

略歴、地位

1983年 4月	当社入社	2019年 4月	当社代表取締役専務執行役員製品事業本部長、技術本部長、関係事業本部長
2016年 6月	当社取締役執行役員工務本部長、工事部長、建築部長	2020年 4月	当社代表取締役専務執行役員営業本部長、関係事業本部長
2017年 4月	当社取締役執行役員工務本部長、建築部長	2021年 4月	当社代表取締役専務執行役員建設事業本部長
2017年 6月	当社取締役執行役員工務本部長、建築部長、技術本部長	2023年 4月	当社代表取締役執行役員副社長、建設事業本部長
2018年 4月	当社取締役常務執行役員技術本部長、関係事業本部長		
2018年 6月	当社代表取締役常務執行役員技術本部長、関係事業本部長		現在に至る

担当

関係事業部管掌、安全環境品質部管掌、建設事業本部長、労働時間等設定改善委員会委員長、労務担当

取締役候補者とした理由

入社以来、主に工事部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、2018年には代表取締役常務執行役員に就任、2023年には代表取締役執行役員副社長に就任し、社長の直下として社長を補佐し、会社の構想や経営判断、事業展開を行うなど、当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **3** なか むら ひろし
中 村 浩

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1957年12月18日生	13,530株	16回/16回	3年 (本総会終結時)

略歴、地位

1981年4月	当社入社	2015年6月	当社常務執行役員北海道支社長
2006年4月	当社中部支社製品部長	2017年4月	当社常務執行役員営業本部長
2009年4月	当社関東支社製品部長	2020年4月	当社常務執行役員製品事業本部長
2011年4月	当社執行役員製品事業本部製品部長	2020年6月	当社取締役常務執行役員製品事業本部長
2013年6月	当社取締役執行役員製品事業本部製品部長	2022年4月	当社取締役専務執行役員製品事業本部長
2015年4月	当社取締役常務執行役員北海道支社長		現在に至る

担当

技術本部管掌、製品事業本部長、労務担当

取締役候補者とした理由

入社以来、主に製品部門、営業部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、現在は専務執行役員製品事業本部長として、当社の製品事業部門を統括しております。また、2020年以降は、取締役として当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **4** ふく はら しず お
福 原 静 夫

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1958年4月15日生	20,990株	16回/16回	2年 (本総会終結時)

略歴、地位

1981年4月	当社入社	2015年4月	当社関係事業部
2008年4月	当社管理部総務部長	2018年4月	当社執行役員経営企画室長
2009年4月	当社管理本部総務部長	2020年4月	当社常務執行役員管理本部長
2013年6月	当社管理本部総務部長、企業倫理推進室長、広報企画室長	2021年6月	当社取締役常務執行役員管理本部長
			現在に至る

担当

関係事業部管掌、CSR推進部管掌、管理本部長、コンプライアンス担当、経営企画室担当 (副)、J-SOX委員会委員長、労務担当

取締役候補者とした理由

入社以来、主に管理部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、現在は常務執行役員管理本部長として、当社の管理部門を統括しております。また、2021年以降は、取締役として当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 くす み まさ たか
5 楠 美 雅 堂 再任
独立役員 社外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1968年2月17日生	600株	16回/16回	3年(本総会終結時)

略歴、地位

1991年4月	株式会社フジタ入社	2017年5月	株式会社日産サテリオ弘前監査役 就任(現任)
2001年9月	株式会社雅商入社		
2006年12月	新日本監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人)	2017年12月	イー・ガーディアン株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 (現任)
2010年8月	公認会計士登録		
2016年8月	楠美雅堂公認会計士事務所代表就 任(現任)	2020年6月	当社取締役(現任)

現在に至る

重要な兼職の状況

楠美雅堂公認会計士事務所代表
 株式会社日産サテリオ弘前 監査役
 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士としての見識と経験、会社財務・法務・税務に関する相当な知見に基づく専門的な視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 た はら ゆう こ
6 田 原 裕 子 再任
独立役員 社外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1967年5月21日生	200株	16回/16回	2年(本総会終結時)

略歴、地位

1996年4月	東京大学大学院総合文化研究科・ 教養学部助手	2008年4月	國學院大學経済学部教授(現任)
2002年4月	國學院大學経済学部助教授	2021年6月	当社取締役(現任)

現在に至る

重要な兼職の状況

國學院大學経済学部教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

地域社会問題、高齢化社会と社会保障の専門家としての長年に渡る豊富な知識と幅広い見識に基づく専門的な視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また同氏は、直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

たか だ よう へい
7 高田洋平

再 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1976年3月26日生	0株	16回/16回	2年(本総会最終時)

略歴、地位

2006年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
高田法律事務所 弁護士(現任)

2021年6月 当社取締役(現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

高田法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての見識と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また同氏は、直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 楠美雅堂、田原裕子、高田洋平の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項については、以下のとおりであります。
- (1) 楠美雅堂、田原裕子、高田洋平の3氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
- (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
楠美雅堂氏の当社社外取締役に在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって満3年であります。
田原裕子氏、高田洋平氏の当社社外取締役に在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって満2年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は楠美雅堂、田原裕子、高田洋平の3氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。
本総会において3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役(社外含む)並びに監査役(社外含む)は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。
本議案でお諮りする再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、各候補者の「所有する当社の株式数」には当該株式分割後の株式数を記載しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

	候補者番号	もり	しん	いち	再	任
	1	森	信	一	独立役員	社外
	生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	監査役会出席回数	在任期間	
1955年3月26日生	2,400株	14回/16回	8回/9回	12年(本総会終結時)		
略歴、地位						
2004年4月	株式会社横浜銀行鶴見支店長	2010年6月	ケイヒン株式会社	社外監査役		
2006年8月	株式会社横浜銀行監査部長		(現任)			
2007年6月	同行常勤監査役	2011年6月	当社監査役(現任)	現在に至る		
重要な兼職の状況						
ケイヒン株式会社 社外監査役						

社外監査役候補者とした理由

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に精通されており、その高い見識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。



候補者番号	ふじ	た	ひろ	し	再	任
2	藤	田	浩	司	独立役員	社外
生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	監査役会出席回数	在任期間		
1964年1月22日生	600株	16回/16回	9回/9回	4年(本総会終結時)		

略歴、地位

1996年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会所属)	2017年6月	株式会社ミクリード(現任)	社外監査役
	光和総合法律事務所 弁護士(現任)	2019年6月	当社監査役(現任)	現在に至る
2004年6月	株式会社大文字洋紙店 社外監査役(現任)			

重要な兼職の状況

光和総合法律事務所 弁護士
株式会社大文字洋紙店 社外監査役
株式会社ミクリード 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての見識と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視点、並びに経営に関する高い知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

また同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森 信一、藤田浩司の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 森 信一、藤田浩司の両氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
森信一氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満12年であります。
藤田浩司氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満4年であります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
当社は森 信一、藤田浩司の両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役(社外含む)並びに監査役(社外含む)は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。
- 本議案でお諮りする再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、各候補者の「所有する当社の株式数」には当該株式分割後の株式数を記載しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、鈴木智也氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

す ず き と も な り
鈴 木 智 也

社 外

生年月日	所有する当社の株式数
1979年11月24日生	0株

略歴、地位

2007年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
光和総合法律事務所 弁護士（現任）
2016年1月 株式会社イトクロ 社外取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社イトクロ 社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての見識と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視点、並びに経営に関する高い知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

また同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 上記補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木智也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。
- ・候補者 鈴木智也氏が社外監査役に選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
 - ・社外監査役との責任限定契約について
候補者 鈴木智也氏が社外監査役に選任された場合、同氏と当社間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役（社外含む）並びに監査役（社外含む）は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。
- 鈴木智也氏が社外監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

【スキル・マトリックス】

	社外役員	指名・報酬 委員会	主な専門的経験分野						
			企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	技術・品質	財務・会計	法務 コンプライアンス	ESG	ダイバーシティ・ ジェンダー
森下 協一		○	○	○	○				
堀之内 悟		○	○	○	○				
中村 浩			○	○	○				
福原 静夫			○			○	○		
楠美 雅堂	◎	◎	○			○	○	○ (ガバナンス)	
田原 裕子	◎	○				○	○	○ (環境・社会)	○ (女性)
高田 洋平	◎	○	○				○	○ (ガバナンス)	
森 信一	◎					○	○		
竹内 良彦			○			○	○		
藤田 浩司	◎		○				○	○ (ガバナンス)	

- (注) 1. 社外役員の◎は、独立役員を示しております。
2. 指名・報酬委員会の◎は、委員長を示しております。

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が徐々に緩和され、社会経済活動の正常化が着実に進みました。一方で、世界的インフレや急激な為替変動、ロシア・ウクライナ問題の長期化など、先行き不透明な状況が継続しました。

当社グループの主要事業であります道路建設業界におきましては、政府建設投資は底堅く推移し、民間設備投資に増加の動きがみられましたが、労働者不足や原材料価格の上昇が続くなか、依然として厳しい経営環境が続いております。このような状況の中、当社グループは中期経営計画（2021年度～2023年度）の取組を推進し、当社グループ全体の総合力の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の受注高は117,032百万円（前連結会計年度比6.2%増加）、売上高は118,721百万円（同比5.9%増加）となりました。

一方、損益につきましては、営業利益は4,736百万円（同比14.1%減少）、経常利益は4,957百万円（同比11.3%減少）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は3,160百万円（同比14.9%減少）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

事業部門別 受注高・売上高・繰越高

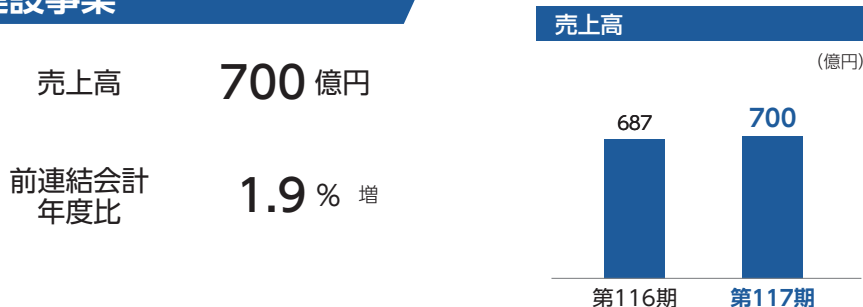
(単位：百万円)

	部 門	前期繰越高等	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	舗 装 工 事	19,878	54,472	57,064	17,286
	土 木 工 事	10,870	13,883	12,981	11,772
	計	30,748	68,356	70,045	29,059
	製造販売・環境事業等	—	48,675	48,675	—
	合 計	30,748	117,032	118,721	29,059

(建設事業)

当連結会計年度の受注高は68,356百万円（前期比4.1%増）となりました。また、完成工事高は70,045百万円（同比1.9%増）となり、次期繰越高は29,059百万円（同比5.5%減）となりました。

建設事業



当連結会計年度の主な受注工事

受注先	工事名	工事場所
中日本高速道路(株)	北陸自動車道（特定更新等）金沢管内舗装補修工事（2022年度）特定建設工事 共同企業体	石川県
国土交通省	令和4年度福岡空港滑走路増設滑走路新設外工事（第2次）	福岡県
KCA(株)	東京サマーランド新アトラクション(激流)プロジェクト	東京都
国土交通省	大野油坂道路和泉トンネル貝皿地区舗装工事	福井県
日本貨物鉄道(株)	南福井構内貨着4コンテナホーム新設	福井県
東京都	大田区西蒲田三丁目19番地先から同区西蒲田四丁目26番地先間配水小管布設替 工事	東京都

当連結会計年度の主な完成工事

受注先	工事名	工事場所
西日本高速道路(株)	中国横断自動車道 たつの舗装工事	兵庫県
内閣府	那覇空港滑走路改良工事	沖縄県
富士見市役所	富士見市びん沼自然公園整備工事（設計・施工）	埼玉県
名工建設(株)	北陸新幹線、福井軌道敷設他	福井県
国土交通省	令和3年度東広島県道路国道2号西条保守工事	広島県
香取市役所	橘ふれあい公園整備・管理運営事業	千葉県

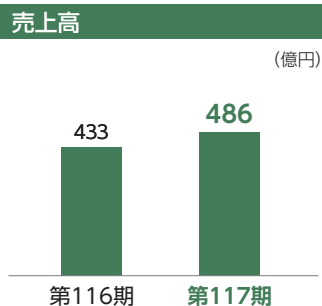
(製造販売・環境事業等)

当連結会計年度の売上高は48,675百万円（前期比12.3%増）となりました。

製造販売・環境事業等

売上高 **486** 億円

前連結会計
年度比 **12.3** % 増



(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2,952百万円で、主に製品・合材製造設備及び舗装機械等における合理化、若しくは能力増強を目的とした設備投資に係るものです。

(3) 重要な資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の収束目途が立たないなか、ロシア・ウクライナ情勢による経済不安とこれに伴う原材料価格の高騰、急激な為替変動等わが国の経済を下押しする様々なリスクが懸念されております。

道路建設業界におきましては、企業間の熾烈な受注競争、原材料価格や人件費の上昇に伴うコストの増加懸念に注意を要するなど、当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予想しております。

このような環境のなか、当社グループは中期経営計画達成に向け掲げた6つの経営戦略に取り組んでおります。

建設事業部門に関しましては、地域戦略を明確にし、提案型営業を強化しております。スポーツ施設案件の拡大、当社グループが培ってきたノウハウを活かせる官民連携事業にも取り組んでおります。施工体制強化のため、技術系人材の採用や教育、生産性向上に資する情報化・ICTツールの活用等にも取り組んでおります。

製品事業部門に関しましては、各地区にて顧客満足度の向上を図り高付加価値の製品販売に注力し、シェアアップを目指しております。安全・環境対策にも取り組んでおり、点検の強化や環境に配慮した設備投資の実施を行ってまいります。

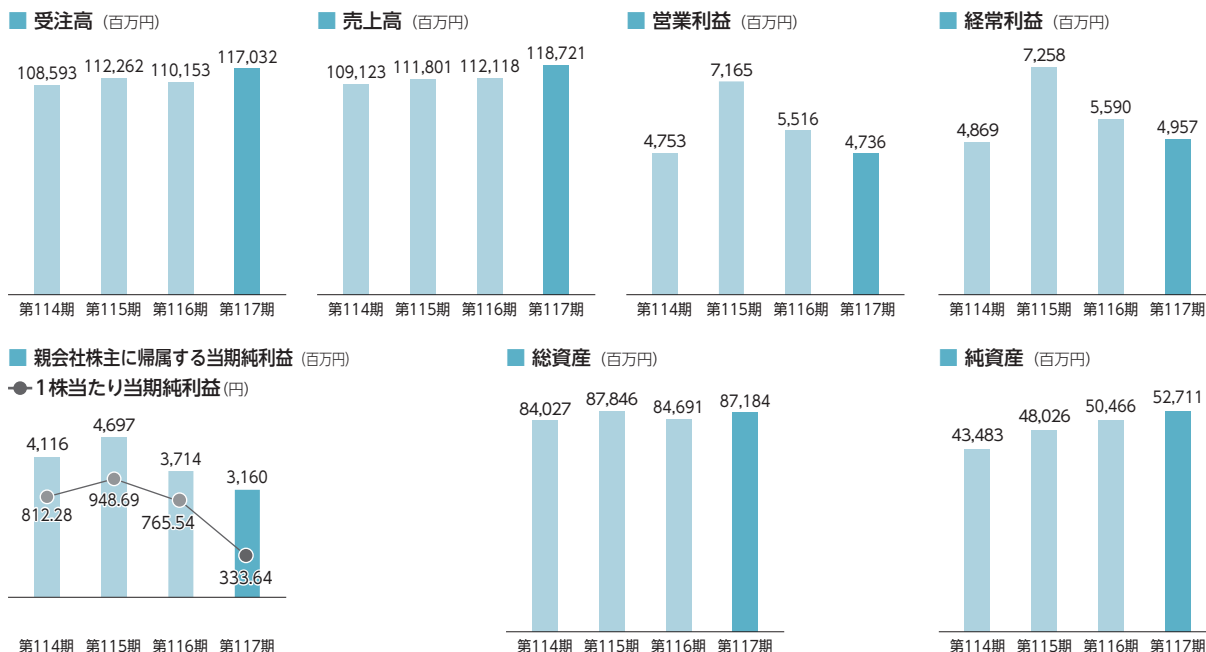
働き方改革に関しましては、「働きがい」「働きやすさ」を感じる職場環境を目指しエンゲージメントサーベイを通じた課題解決に取り組んでおります。人材育成にも注力し技術セミナーや研修会などの教育機会を設け、スキルアップを図っております。また、週休二日実現行動計画（アクションプログラム）を策定し、計画的な休日の取得、残業時間の削減、業務効率化を目指し基幹システムの更新等を行っております。

さらには、グループ連携・部門間連携による総合力の強化を図り、環境の変化に即応できる柔軟な経営体質の構築や適正な経営資源の配分、リスク管理能力を高めることにより、持続的な収益力の強化に全力を尽くしてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分			第114期 2019年度	第115期 2020年度	第116期 2021年度	第117期 (当連結会計年度) 2022年度	
受 注	高	百万円	108,593	112,262	110,153	117,032	
売 上	高	百万円	109,123	111,801	112,118	118,721	
営 業	利 益	百万円	4,753	7,165	5,516	4,736	
経 常	利 益	百万円	4,869	7,258	5,590	4,957	
親会社株主に帰属する当期純利益			百万円	4,116	4,697	3,714	3,160
1株当たり当期純利益			円	812.28	948.69	765.54	333.64
総 資 産	百 万 円		84,027	87,846	84,691	87,184	
純 資 産	百 万 円		43,483	48,026	50,466	52,711	

(注) 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため第117期の1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が期首に行われたと仮定して算出しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社は、(株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング等26社であります。重要な子会社はありません。

当社の連結子会社は23社、持分法適用関連会社は1社で、24社の連結となっております。なお、ほかに非連結子会社が3社、持分法非適用関連会社が2社あります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社26社並びに関連会社3社で構成されており、建設事業を中核に、関連する建設材料の製造販売・環境事業等を主たる事業内容としております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業のセグメントは、以下のとおりであります。

建設事業 舗装工事、スポーツ施設工事、造園工事、地盤改良工事、河川改修工事、特殊浚渫埋立工事等の土木工事、建築物の解体工事、コンサルタント業務等

建設材料等の製造販売事業・環境事業等

アスファルト乳剤、改質アスファルト、アスファルト合材、リサイクル骨材、砕石等の製造・販売、建設廃棄物の中間処理、汚染土壌の調査・浄化処理等

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社 東京都港区六本木七丁目3番7号

支 社 北海道支社（札幌市） 東北支社（仙台市） 関東支社（東京都港区）
中部支社（名古屋市） 関西支社（大阪市） 中四国支社（広島市）
九州支社（福岡市）

支 店 宮城支店（仙台市） 北陸支店（新潟市） 東京支店（東京都墨田区）
横浜支店（横浜市） 千葉支店（柏市） 茨城支店（つくば市）
北関東支店（川崎市） 中京支店（名古屋市） 四国支店（西条市）

営 業 所 札幌営業所 岩手営業所 下越営業所 多摩営業所 兵庫営業所 広島営業所
福岡営業所 熊本営業所等 全国32営業所

工 場 アスファルト乳剤工場 横浜工場等 全国24工場
アスファルト合材工場 鹿嶋合材工場等 全国45工場

技術研究所（つくば市）

② 子会社

(株)アスカ（東京都港区）、(株)東亜利根ポーリング（東京都港区）等26社

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
1,667 名	増87 名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性 943 名	増8 名	44.8 才	19.8 年
女 性 68	増4	38.2	13.1
計又は平均	1,011 増12	44.3	19.4

(11) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	909
株式会社りそな銀行	665
株式会社三井住友銀行	410

百万円

(12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,104,200株
- (2) 発行済株式の総数 4,752,115株 (自己株式467,908株を除く)
- (3) 株主数 3,742名 (前期末比 398名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	421	8.88
光通信株式会社	330	6.96
株式会社横浜銀行	235	4.95
株式会社三井住友銀行	207	4.36
東亜道路取引先持株会	180	3.80
東亜道路従業員持株会	175	3.69
日本国土開発株式会社	170	3.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	153	3.24
株式会社りそな銀行	120	2.53
損害保険ジャパン株式会社	120	2.53

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

なお、2020年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く) を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。また2022年6月29日開催の第116回定時株主総会において、当該取締役の基本報酬とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額50百万円以内とし、付与を受ける当社株式の総数は、年10,000株以内としています。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,292株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記の株式数につきましては、基準日が2023年3月31日であるため、当該株式分割前のものとなっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	森下協一	内部統制委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、監査室管掌、経営企画室管掌
※取締役	堀之内悟	関係事業部管掌、安全環境品質部管掌、建設事業本部長、労働時間等設定改善委員会委員長、労務担当
取締役	中村浩	技術部管掌、製品事業本部長、労務担当
取締役	福原静夫	管理本部長、関係事業部管掌、CSR推進部管掌、コンプライアンス担当、経営企画室担当(副)、J-SOX委員会委員長、労務担当
取締役	楠美雅堂	楠美雅堂公認会計士事務所 代表 株式会社日産サテオ弘前 監査役 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役	田原裕子	國學院大學経済学部教授
取締役	高田洋平	高田法律事務所 弁護士
常勤監査役	森信一	ケイヒン株式会社 社外監査役
常勤監査役	竹内良彦	
監査役	藤田浩司	光和総合法律事務所 弁護士、株式会社大文字洋紙店 社外監査役 株式会社ミクリード 社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役楠美雅堂氏、田原裕子氏、高田洋平氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役森信一氏、監査役藤田浩司氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役3名、社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役楠美雅堂氏、田原裕子氏、高田洋平氏、常勤監査役森信一氏、竹内良彦氏及び監査役藤田浩司氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により填補することとしております。当社取締役（社外含む）並びに監査役（社外含む）は当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者が犯罪行為等の違法行為を行った場合に生じる法律上の賠償責任等については填補の対象外となっております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 人 給 員	支 給 総 額	基本報酬		非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	150百万円 (19百万円)	125百万円 (19百万円)	25百万円 (-)		
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	43百万円 (24百万円)	43百万円 (24百万円)		(-)	

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。
2. 2023年3月末日現在の支給人員は取締役7名、監査役3名です。

〈上記報酬等に関する事項〉

① 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

② 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

③ 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月26日開催の第100回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役はなし）です。また、2020年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に基本報酬とは別枠で年額30百万円（※）を上限とする譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

（※）下線部については、2022年6月29日開催の第116回定時株主総会において「年額50百万円」への変更議案を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第88回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定方法及び内容の概要

<決定方法>

当該方針につきましては、取締役会の決議により決定しております。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とする。

具体的には、基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成する。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬については、月例の固定報酬とし、役務と職務価値を勘案し、各取締役の重点施策の推進状況を反映し、株主総会にて定められた範囲内で決定する。

・業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬については、取締役の役務と職務価値をもとに個人別の割当個数（株数）を取締役会で決定し、株主総会にて決議された範囲内で毎年7月に割り当てる。

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬の額の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2021年9月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、代表取締役、独立社外取締役から構成される、指名・報酬委員会に諮問し、答申を得ております。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が原案について取締役会の決議及び決定方針との整合性を慎重に検討し、取締役会での意見も考慮のうえ決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、代表取締役、独立社外取締役から構成される、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会での答申に基づき取締役会で決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼任先及び兼任内容
楠美雅堂	楠美雅堂公認会計士事務所 代表 株式会社日産サティオ弘前 監査役 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役 (監査等委員)
田原裕子	國學院大學経済学部教授
高田洋平	高田法律事務所 弁護士
森 信一	ケイヒン株式会社 社外監査役
藤田浩司	光和総合法律事務所 弁護士、株式会社大文字洋紙店 社外監査役 株式会社ミクリード 社外監査役

(注) 当社と社外取締役 楠美雅堂氏が監査役として就任している株式会社日産サティオ弘前並びに社外取締役として就任しているイー・ガーディアン株式会社、及び社外監査役 森 信一氏が社外監査役として就任しているケイヒン株式会社、及び社外監査役藤田浩司氏が社外監査役として就任している株式会社大文字洋紙店、株式会社ミクリードとは、取引関係はありません。

社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
楠美雅堂	社外取締役	当期開催の取締役会16回のうち16回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
田原裕子	社外取締役	当期開催の取締役会16回のうち16回に出席し、主に豊富な知識と幅広い見識に基づく専門的な視点から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
高田洋平	社外取締役	当期開催の取締役会16回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
森 信一	社外監査役	当期開催の取締役会16回のうち14回に、監査役会9回のうち8回に出席し、主に豊富な経験者の観点から適宜発言を行っております。
藤田浩司	社外監査役	当期開催の取締役会16回のうち16回に、監査役会9回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	51百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するほか、会計監査人の適格性、独立性を害するなど職務執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を定めており、その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理行動指針」「行動規範」を定めます。
- ロ. 当社は公正、透明、自由な競争を通じた企業活動を行うことを旨とし、企業倫理の徹底と法令遵守に努め、刑法、独占禁止法等の関連法令に違反することのないよう、「コンプライアンス規程」「独占禁止法遵守のための行動指針」の整備等により、体制の強化をはかります。
- ハ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備や運用方針の策定を行います。
- ニ. 当社は、コンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。

- ホ. 内部監査部門は、当社及びグループ会社に対し内部監査を実施します。
 - ヘ. 経理部門は、経理規程等に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備します。
 - ト. 当社は、「公益通報規程」を定め、コンプライアンス上疑義がある場合又はその恐れがある場合は、グループ会社を含む役員及び社員等が通報あるいは相談する専用の窓口を設けます。なお、公益通報者保護法に基づき、通報者に対し不利益な取り扱いはいたしません。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
- イ. 当社及びグループ会社は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、文書の適切な保存及び管理を行います。
 - ロ. 情報の管理については「情報システム管理規程」に基づき、適切な情報セキュリティ対策を講じます。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社を含めた各業務部門でリスクの洗い出しを実施し、リスク発生の防止と発生後の軽減に努めます。
 - ロ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする「対策本部」を組織し、リスクへの対応とその速やかな取捨に向けた活動を行います。
 - ハ. 安全衛生、環境面のリスクにおいては「中央安全衛生委員会」で総括的に管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めます。
 - ニ. 内部監査部門は、法令、定款違反その他重大な損失の危険のある業務執行行為を発見した場合は、「内部統制委員会」並びに監査役に報告するとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会の監督機能の強化と効率的な運営を確保するため執行役員制度を採用します。
 - ロ. 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行います。
 - ハ. 当社は、業務執行取締役及び本社執行役員をメンバーとする「本社役員会」を毎月1回開催し、取締役会に付議される事項、その他の重要な業務執行に関する事項について審議します。
 - ニ. 当社は、「執行役員会」を年4回以上開催し、経営計画の執行状況に関する本社及び支社相互間の報告若しくは協議を行います。
- ⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上を図ります。
 - ロ. 当社は、グループ会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社各社の運営方針を策定します。
 - ハ. 当社は、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、毎月、営業成績、財務状況その他の重要な情報について関係資料の提出を求めます。
 - ニ. 当社は「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体でリスクの把握、管理を行います。
 - ホ. 当社は、「公益通報規程」を定め、グループ会社を含めコンプライアンス体制の強化をはかります。

- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室のスタッフをあてます。監査室スタッフは、日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報告するものとします。
 - ロ. 監査室スタッフの人事（異動、評価等）については、人事担当役員と監査役が事前に意見交換を行うものとします。
- ⑦監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 当社は、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
- ⑧監査役への報告に関する体制及び監査役による監査の実効性を確保するための体制
 - イ. 監査役は、取締役会、本社役員会、執行役員会等に出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、また稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができるものとします。
 - ロ. 取締役社長と監査役との定期的会合を年2回実施して意見交換を行います。
 - ハ. 取締役は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
 - ニ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、経理部門との情報交換を行うなど連携をはかります。
 - ホ. グループ会社の役員及び使用人は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
 - ヘ. 当社は、グループ会社を含めた「公益通報規程」の定めにより、監査役に情報が報告されるものとします。
- ⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた体制
 - イ. 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じません。
 - ロ. 当社は、反社会的勢力の排除の方針を「倫理行動指針」「行動規範」に定め、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知をはかります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項のほか、業務執行に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、代表取締役及び業務執行取締役より業務の執行の状況についての報告を受け、取締役の職務の執行の監督を行っております。

②コンプライアンス体制とその運用における実効性の確保について

イ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス経営を一層推進し、組織内に周知徹底するため、取締役又は執行役員で構成する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、取り組みを全社的な活動とするため、本社各セクション並びに支社に「コンプライアンス・リーダー」を配置しています。実効性あるコンプライアンス経営の確立に向けたグループ全体のコンプライアンス整備や、事業活動に応じたコンプライアンスリスクについての啓蒙を行うために、業務に関する法令等を把握し、それらに関する研修の企画等を行っております。

また、法務・コンプライアンス部と連携してコンプライアンスに関する諸問題の取組状況の確認、評価、改善指示を実施しております。

ロ. CSR推進部

「CSR経営」の基本原理である、コンプライアンス経営の強化及びリスク管理の推進、あるいはその体制作りのために、「CSR推進部」を設置し、コンプライアンスの推進母体として事業本部から独立し、関連各部、コンプライアンス委員会と連携の下、一体的かつ組織横断的に管理し、体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行っております。

CSR推進部には主に法令遵守を担当する法務・コンプライアンス部及び企業倫理の遵守を担当する企業倫理推進室を設置しております。

ハ. 研修の充実と規程等の整備について

当社及び関連会社の役員及び使用人に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの理解と意識の向上を図っております。

研修等の啓蒙活動の充実と、社内規則及び企業倫理の遵守を含めたコンプライアンスの目的や基本的な考え方を周知するため、「コンプライアンス規程」の改定や、独占禁止法遵守のための必携として「独占禁止法遵守のための行動指針」を制定するなど、マニュアルの整備に取り組んでまいりましたが、なかでも、法令遵守の徹底を図るための仕組みとして、営業活動における厳格な法令の遵守と業務の透明性確保を目的に、「営業接触ガイドライン」を策定し、併せて本ガイドラインの適正な運用に資する社内イントラネットを利用したツールの導入と、営業支援ツールの効率的かつ適正な運用が行われるよう「利用者マニュアル」を整備いたしました。また、これら施策を通して法務・コンプライアンス部に設置されている事前相談・報告の社内専用窓口と事業部門との連携を密とし、事前のリスクチェック体制を整備することにより、違反行為の未然防止に取り組んでおります。

二. 法務担当者による定期的な社内監査の実施

コンプライアンスへの取り組みとしての社内体制の整備とその的確な運用のほか、法務担当者及び監査室による事業所長及び営業担当者を対象とする、法令遵守の観点から踏まえた定期的な内部監査を実施しています。その監査結果や改善策については事業部門を含めて全社的に共有できるようにしております。また、法務担当者、監査部門及び第三者により、アスファルト合材の販売活動に関し、適正に行われているかを確認するための監査を行っております。

③リスク管理について

「リスク管理基本方針」に基づき、経営上のリスク、コンプライアンスに関わるリスクの洗い出しを定期的実施し、リスクの評価、優先順位づけ、並びに達成すべき目標設定を行い、リスクの低減とその未然

防止に取り組んでおります。なお、当社グループは、公衆衛生の観点から、感染症に対して、社員一人ひとりが基本的な感染症防止策を的確に実践できるように啓発に努めております。また、「リスク管理規程」に基づき、災害を想定した訓練も定期的に行っております。

④グループ管理体制について

グループ会社は、当社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上をはかっております。

当社は、グループ会社を含めた社会的責任を「倫理行動指針」、「行動規範」に定めるとともに、「コンプライアンス規程」や「公益通報規程」等の諸規程の整備を進め、啓蒙活動としてコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図っております。

一方では「リスク管理基本方針」を定め、グループ全体でリスクの把握を行い、リスク管理の強化をはかっております。

また、当社はグループ会社の運営方針を策定するとともに、適時、経営内容を的確に把握するための情報について関係資料の提出を求め、経営上の重要な情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

⑤公益通報者保護の体制

当社グループは、役員及び使用人等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正をはかり、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として「内部通報制度」を設け、通報を行った者に対する不利益な取扱いがないように適切な措置を執ることとなっております。なお、内部通報制度の充実の一環として、本制度の周知徹底とあわせ、幅広く情報を収集できる仕組みを創設するため、「外部通報窓口」を設置するとともに、運用ルールを明確にする等の視点より、「公益通報規程」の整備、改定を行っております。

⑥監査役の職務の執行について

監査役は、取締役社長との定期的な意見交換の他、会計監査人や監査室等との連携をはかっており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定に関する基本方針を、安定的な成長の実現に向け、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるとともに、安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	59,427	流動負債	31,460
現金及び預金	10,004	支払手形・工事未払金等	16,517
受取手形・完成工事未収入金等	41,904	電子記録債務	6,265
未成工事支出金	1,842	短期借入金	2,036
商品及び製品	972	未払法人税等	1,097
仕掛品	350	未成工事受入金	1,399
材料貯蔵品	1,493	完成工事補償引当金	27
その他	2,926	工事損失引当金	190
貸倒引当金	△69	その他	3,927
固定資産	27,757	固定負債	3,012
有形固定資産	21,339	長期借入金	150
建物及び構築物	4,679	繰延税金負債	745
機械装置及び運搬具	3,248	再評価に係る繰延税金負債	1,044
土地	12,375	退職給付に係る負債	449
リース資産	568	資産除去債務	54
建設仮勘定	143	その他	569
その他	325	負債合計	34,472
無形固定資産	346	純資産の部	
投資その他の資産	6,071	株主資本	48,688
投資有価証券	4,528	資本金	7,584
長期貸付金	280	資本剰余金	7,105
退職給付に係る資産	854	利益剰余金	35,722
繰延税金資産	273	自己株式	△1,724
その他	301	その他の包括利益累計額	2,656
貸倒引当金	△165	その他有価証券評価差額金	1,805
資産合計	87,184	土地再評価差額金	652
		退職給付に係る調整累計額	198
		非支配株主持分	1,366
		純資産合計	52,711
		負債純資産合計	87,184

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		118,721
売上原価		106,378
売上総利益		12,343
販売費及び一般管理費		7,607
営業利益		4,736
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	177	
その他	117	300
営業外費用		
支払利息	21	
金融手数料	22	
訴訟関連費用	4	
その他	30	79
経常利益		4,957
特別利益		
固定資産売却益	92	
その他	14	107
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	87	
子会社株式評価損	90	
その他	10	188
税金等調整前当期純利益		4,875
法人税、住民税及び事業税		1,684
法人税等調整額		△90
当期純利益		3,281
非支配株主に帰属する当期純利益		121
親会社株主に帰属する当期純利益		3,160

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	7,584	6,986	33,419	△1,606	46,383
当期変動額					
剰余金の配当			△857		△857
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,160		3,160
自己株式の取得				△284	△284
自己株式の処分		93		166	260
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		25			25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	119	2,302	△117	2,304
当期末残高	7,584	7,105	35,722	△1,724	48,688

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,789	652	246	2,689	1,392	50,466
当期変動額						
剰余金の配当						△857
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,160
自己株式の取得						△284
自己株式の処分						260
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	-	△48	△33	△26	△59
当期変動額合計	15	-	△48	△33	△26	2,245
当期末残高	1,805	652	198	2,656	1,366	52,711

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称 (株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)大信舗道 他2社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

① 非連結子会社

該当ありません。

② 関連会社

(株)県南

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

① 非連結子会社

(株)大信舗道 他2社

② 関連会社

(株)ミヤギレキセイ 他1社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(ロ) 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ハ) 仕掛品

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ニ) 材料貯蔵品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3連結会計年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、当社グループの一部では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した連結会計年度より費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「建設事業」にかかる収益は、主に舗装工事及び土木工事における施工であり、顧客との請負契約に基づいて施工を行い顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより、資産の価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものは一時点で充足される履行義務として収益を認識し、一定の期間にわたり充足される履行義務であっても契約の初期段階において履行義務の進捗度を合理的に見積もることができない場合には収益を認識しておりません。

「製造販売・環境事業等」にかかる収益は、主にアスファルト乳剤・アスファルト合材の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は製品を引き渡す一時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、「建設事業」、「製造販売・環境事業等」とともに取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(9) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社及び一部の連結子会社の建設事業及び製造販売・環境事業等におけるジョイント・ベンチャー（共同企業体）に係る会計処理は、主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 工事損失引当金

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 190百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客より受注済みの工事のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を工事損失引当金として計上しております。

工事損失引当金の見積りにおいては、工事ごとに見積工事原価総額が工事収益総額を上回ると予想される場合に計上しております。また、工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（設計変更や施工条件等）により追加引当てが発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益の見積り

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 11,757百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務の収益認識にあたり、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる契約については、インプット法に基づき既に発生した原価の見積工事原価総額に占める割合により算定された進捗率に基づき完成工事高の計上を行っております。なお、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事の進捗度について、個別の工事契約ごとに、決算日において入手可能なすべての情報に基づき最善の見積りを行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

工事収益総額の算定においては、未確定の追加・設計変更による変更工事代金がある場合、発注者との協議状況等をもとに見積った額を確定契約額に加減しております。また、工事原価総額の算定においては、協力会社との外注費・材料費等の交渉状況のほか、個別の工事契約ごとの諸条件をふまえた仮定に基づき、決算日後に発生する工事原価の見積りを行っております。そのため、見積りの前提条件に変更があった場合に、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、①に記載の金額は翌期に繰り越す工事に係る収益であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 35,770百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額(地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格)に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,849百万円

3. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形 7,089百万円

完成工事未収入金 19,237百万円

売掛金 7,550百万円

契約資産 8,026百万円

4. 流動負債のその他のうちに含まれる契約負債の金額は以下のとおりであります。

契約負債 38百万円

III. 連結損益計算書に関する注記

売上高については顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「Ⅷ. 収益認識に関する注記」の「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,220,023株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 857百万円

②1株当たりの配当額 180円

③基準日 2022年3月31日

④効力発生日 2022年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の原資 利益剰余金

②配当金の総額 855百万円

③1株当たりの配当額 180円

④基準日 2023年3月31日

⑤効力発生日 2023年6月30日

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

上記の期末配当につきましては、基準日が2023年3月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準として配当をいたします。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業管理部門が取引先の状況を適時モニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各連結子会社が月次に資金繰計画を作成し、その報告に基づき、当社が全体としての資金繰りの管理を管理本部で行う方法をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（注）を参照ください。）

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,189	4,189	—
(2) 長期貸付金	280		
貸倒引当金（*1）	△66		
	213	234	21
資産計	4,402	4,424	21
(1) 長期借入金	150	150	—
負債計	150	150	—

（*1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	4,189	—	—	4,189
資産計	4,189	—	—	4,189

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	234	—	234
資産計	—	234	—	234
長期借入金	—	150	—	150
負債計	—	150	—	150

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを勘案した利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	194
関連会社株式	144

VI. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20～30年と見積り、割引率は0.6～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	53百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	<u>54百万円</u>

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸している土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	当連結会計年度末の 時価
1,252	36	1,288	1,264

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は38百万円であります。

2. 主な変動

転入による増加	37百万円
資産の償却による減少	△7百万円
売却による減少	△1百万円
その他	7百万円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は40百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		計
	建設事業	販売製造・ 環境事業等	
一時点で移転される財	39,238	45,340	84,578
一定の期間にわたり移転される財	30,807	3,242	34,050
顧客との契約から生じる収益	70,045	48,582	118,628
その他の収益	—	93	93
外部顧客への売上高	70,045	48,675	118,721

(注)「その他の収益」は、不動産事業により生じた収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」、「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

当連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：百万円)

	2022年4月1日	2023年3月31日
顧客との契約から生じた債権	28,473	33,808
契約資産	11,085	8,026
契約負債	2,025	1,438

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は1,976百万円であります。

なお、上記表の契約負債の残高には未成工事受入金が含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約期間が1年を超える契約における、未充足の履行義務に配分した当連結会計年度の取引価格は8,279百万円であります。当該取引価格は主に建設事業の工事請負契約に係るものであり、個別の契約期間が1年に満たない契約においては開示を省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

1. 1株当たり純資産額 5,402円32銭
2. 1株当たり当期純利益 333円64銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	3,160百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,160百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	9,471千株

X. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、2023年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	5,220,023株
② 今回の分割により増加する株式数	5,220,023株
③ 株式分割後の発行済株式総数	10,440,046株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	38,208,400株

(3) 日程

① 基準日公告日	2023年3月16日
② 基準日	2023年3月31日
③ 効力発生日	2023年4月1日
④ 増加記録日	2023年4月3日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2023年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所となります。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,910万4千2百株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,820万8千4百株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2023年4月1日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当金について

今回の株式分割は、2023年4月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を2023年3月31日とする2023年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	46,151	流動負債	32,357
現金及び預金	6,872	支払手形	1,798
受取手形	5,156	電子記録債務	6,265
完成工事未収入金	23,181	工事未払金	5,182
売掛金	4,337	買掛金	2,173
未成工事支出金	1,246	短期借入金	11,188
商品及び製品	507	1年内返済予定の長期借入金	436
材料貯蔵品	709	未払金	1,390
短期貸付金	154	未払費用	1,197
前払費用	221	未払法人税等	313
未収入金	1,262	未払消費税	990
営業外受取手形	1,580	未成工事受入金	827
その他	962	完成工事補償引当金	22
貸倒引当金	△41	工事損失引当金	52
固定資産	24,842	その他	518
有形固定資産	17,583	固定負債	1,898
建物及び構築物	3,792	長期借入金	150
機械装置及び運搬具	2,395	再評価に係る繰延税金負債	1,044
工具、器具及び備品	270	資産除去債務	51
土地	10,916	繰延税金負債	507
リース資産	64	長期預り保証金	44
その他	143	退職給付引当金	49
無形固定資産	293	その他	52
ソフトウェア	217	負債合計	34,256
電話加入権	7	純資産の部	
その他	68	株主資本	34,661
投資その他の資産	6,966	資本金	7,584
投資有価証券	3,661	資本剰余金	6,373
関係会社株式	2,357	資本準備金	5,619
長期貸付金	280	その他資本剰余金	753
破産更生債権	65	利益剰余金	22,427
長期前払費用	7	利益準備金	906
会員権	14	その他利益剰余金	21,521
前払年金費用	568	固定資産圧縮積立金	173
その他	157	別途積立金	18,607
貸倒引当金	△146	繰越利益剰余金	2,740
資産合計	70,994	自己株式	△1,724
		評価・換算差額等	2,077
		その他有価証券評価差額金	1,424
		土地再評価差額金	652
		純資産合計	36,738
		負債純資産合計	70,994

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	55,696	
製品売上高	23,146	
その他の営業収入	4,497	83,340
売上原価		
完成工事原価	50,696	
製品売上原価	22,709	
その他の原価	2,942	76,347
売上総利益		
完成工事総利益	5,000	
製品売上総利益	437	
その他の売上総利益	1,555	6,992
販売費及び一般管理費		4,994
営業利益		1,998
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	437	
その他	68	512
営業外費用		
支払利息	103	
金融手数料	22	
訴訟関連費用	4	
貸倒引当金繰入額	33	
その他	12	176
経常利益		2,334
特別利益		
固定資産売却益	68	68
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	80	
有価証券売却損	0	
子会社株式評価損	90	170
税引前当期純利益		2,231
法人税、住民税及び事業税		593
法人税等調整額		31
当期純利益		1,606

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当期首残高	7,584	5,619	659	6,279	906	176	17,107	3,488	21,678
当期変動額									
別途積立金の積立							1,500	△1,500	—
剰余金の配当								△857	△857
当期純利益								1,606	1,606
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	—
自己株式の取得									
自己株式の処分			93	93					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	93	93	—	△3	1,500	△747	749
当期末残高	7,584	5,619	753	6,373	906	173	18,607	2,740	22,427

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,606	33,935	1,342	652	1,995	35,931
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△857				△857
当期純利益		1,606				1,606
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△284	△284				△284
自己株式の処分	166	260				260
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			81	—	81	81
当期変動額合計	△117	725	81	—	81	807
当期末残高	△1,724	34,661	1,424	652	2,077	36,738

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金 個別法に基づく原価法

② 商品及び製品 総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ 材料貯蔵品 総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3事業年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、再雇用者の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度より費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高にかかる収益は、主に舗装工事及び土木工事における施工であり、顧客との請負契約に基づいて施工を行い顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより、資産の価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものは一時点で充足される履行義務として収益を認識し、一定の期間にわたり充足される履行義務であっても契約の初期段階において履行義務の進捗度を合理的に見積もることができない場合には収益を認識しておりません。

製品売上高にかかる収益は、主にアスファルト乳剤・アスファルト合材の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は製品を引き渡す一時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、完成工事高及び製品売上高ともに取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税は、発生事業年度の費用として処理しております。

(9) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の建設事業及び製造販売・環境事業等におけるジョイント・ベンチャー（共同企業体）に係る会計処理は、主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事損失引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 52百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益の見積り

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,415百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

28,035百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 557百万円 短期金銭債務 10,479百万円

(3) 保証債務

商取引に対する保証債務 1,007百万円

(4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額(地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格)に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,849百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 1,859百万円

仕 入 高 11,471百万円

営業取引以外の取引高 90百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 467,908株

当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記の株式数につきましては、基準日が2023年3月31日であるため、当該株式分割前のものとなっております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	57百万円
未払賞与	303百万円
未払事業税	39百万円
会員権評価損	15百万円
投資有価証券評価損	289百万円
固定資産	222百万円
工事損失引当金	16百万円
その他	43百万円
繰延税金資産小計	986百万円
評価性引当額	△529百万円
繰延税金資産合計	457百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△76百万円
前払年金費用	△159百万円
その他有価証券評価差額金	△587百万円
その他	△141百万円
繰延税金負債合計	△964百万円
繰延税金負債の純額	△507百万円

(別途)

土地再評価に係る繰延税金負債 1,044百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
住民税均等割等	3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.5%
評価性引当額	1.6%
その他	△4.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)アスカ	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	材料等の購入 商取引保証	8,319 1,007	買掛金等 —	457 —
	札幌共同 アスコン(株)	所有 直接65	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入 支払利息	147 10	短期借入金	1,387
	丸建道路(株)	所有 直接92.3	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入 支払利息	62 8	短期借入金	889
	(株)東亜利根 ポーリング	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入 支払利息	879 17	短期借入金	2,353
	(株)梅津組	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入 支払利息	△177 8	短期借入金	913

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1.貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 2.取引条件の決定については、一般取引条件を参考に交渉のうえ、決定しております。
- 3.取引先からの要請に基づき仕入債務に対し、必要と認められる保証を行っております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(1) 1株当たり純資産額	3,865円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	169円61銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,606百万円
普通株式に係る当期純利益	1,606百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	9,471千株

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

連結注記表、X. 重要な後発事象に関する注記（株式分割及び定款の一部変更）に記載の事項と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 福 田 日 武
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜道路工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 福田 日 武
業務執行社員

指定社員 公認会計士 春 田 岳 亜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

東亜道路工業株式会社 監査役会
常勤社外監査役 森 信一 ㊞
常勤監査役 竹内 良彦 ㊞
社外監査役 藤田 浩司 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



株主総会会場

東京都港区六本木七丁目3番7号
東亜道路工業株式会社 本社7階会議室
TEL (03) 3405-1811 (代表)

(地下鉄千代田線乃木坂駅出口3より徒歩2分)
(地下鉄日比谷線六本木駅出口4aより徒歩7分)
(地下鉄大江戸線六本木駅出口7より徒歩6分)